道路の区域変更

次

目

示

告

指定医療機関の廃止の届出 医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定 有害興行の指定 〔男女参画青少年課〕五三二ページ (地域福祉国保課)五三二 同

指定医療機関の指定辞退 指定医療機関の名称等の変更の届出

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

道路の供用開始

収用委員会告示

公

示

収用及び使用の裁決手続の開始

公共測量の実施

収

用 委員

会) 五三四

(用 地 課) 五三五

> 千 \equiv

第

百

号

火曜日)

平成二十三年十一月二十九日

告

示

岐阜県告示第五百七十二号

定により次のものを有害興行として指定した。 岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田

肇

指定興行

) 道

路

維

課) 五三三

)五三四

Щ 持

課) 五三三

五三 五三 五三

(同

(治同同

痴漢電車 ゆれ濡れる桜貝 オーピ・	どスケベ検査 ナース爆乳責め オーピ・	要いろいろ Lovelyfamily オーピ・	三十路妻 濃密な夜のご奉仕 オーピ	映 画 変態女課長 陵辱ぶち込む オーピ・	種類 題 名 等 配給会
4ープー 展画	オーパー映画	オーパー 映画	オーピー映画	オーピー映画	豁

2 指定年月日

平成23年11月29日

ω 指定理由

を阻害するおそれがあるものと認められる。 著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成

岐 阜 県 公 報

(金曜日) 発行

毎週

(休日に当たる)

平成二十三年十一月二十九日

名

称

開

設

者

所

名

称

開

設

者

所

岐阜県告示第五百七十三号

年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六 においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。 留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項 たので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条及び中国残 九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定し 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定による医療扶助及び

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田

肇

各務原市那加住吉町 在 地 指 定 年月

日

平成 三· 八· 八

平成三・八・三

羽島市桑原町八神字平太 二六九一

岐阜県告示第五百七十四号

岐

阜

ク

おかだ歯科クリニッ

畄

田

久 也 役所前

ユタカ薬局各務原市

株式会社ユタカ

ファーマシー

滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第 り告示する 十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定によ 次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の 十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により | 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田

肇

在 地 廃 止 年月

日

加 藤 歯 科 医 院 加 藤 考 治

科 医 院 畄 田 広 久

岡

田

歯

池店 ズギ薬局 鵜沼三ツ 株式会社 スギ

> 〇八 四多治見市市之倉町二 Ξ 平成 三·

> > =

○ 羽島市桑原町八神一九 平成三:

五 <u>≐</u>

各務原市鵜沼三ツ池町五

平成三・七三

岐阜県告示第五百七十五号

定により告示する。 法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規 五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する 次の指定医療機関から当該医療機関の名称を変更した旨届出があったので、同法第五十 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第 十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二及び中国残留邦人等の円

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事 古

田

称 開 設 者 所

在

地

変

更年

月

日

新

クオール薬局

美濃店

名

社 クオール株式会

二五五八 一三 美濃加茂市古井町下古井

平成三:

小

社 クオール株式会 二六九番地 美濃加茂市古井町下古井

同

旧 加茂薬局 新 旧

クオール薬局

美濃薬局

加茂店

岐阜県告示第五百七十六号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十一条第一項及び中国残留邦人等

行規則第十六条の規定により告示する。 立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施 省令第二十一号) 第十六条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 により、次の医療機関は指定を辞退したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)

平成二十三年十一月二十九日

名

称

開

設

者

ねざさ腎泌尿器科皮

根

笹

信

岐阜県知事 古 田

肇

所 在 地 指定辞退年月日

大垣市中川町三 八三 平成三・ 九. 五

岐阜県告示第五百七十七号

す る。 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田

肇

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市明宝小川字浅谷山一六二五の一、字日出雲一六四四の一、字小谷洞一六七六

の二、字家谷一六八八の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

3 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に

岐阜県告示第五百七十八号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十三年十一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田

肇

県道						類の種	道路	
萩 _	_					路		
原原	ď					線		
原 原 線						名		
	り木一七九七番一地先か下呂市萩原町山之口字曲	地内・大田市萩原町山之口字カード日市萩原町山之口字カー		地内レイベースである。サイ谷一八の六番五地先下呂市萩原町山之口字カ		区		
:	光字か曲	5 分	世 学 七 力	5 分	世 学 七 力	間		
Ē	ń	後	前	後	前	別前変 後更		
	六八~	_ = 六		八·九 高·	京	ル(メート	幅	
- 2	- t. 'g	八七·五	八七·五	三芸・	三芸・	(メーム	延長	
						備		
						考		

県道

一大

宮 垣 線

先から大垣市笠縫町四五六番三地

先同 まで市

市宿地町九一四番四地

三平 ∴成 ÷

類の道 種路

路線

名

X

間

ル〜メー

の

期日

延

長

供用開始

ほ示変決(備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

売・八	九· -七·六	後	一七八四番一地先まで同一市同年の一次に	
三七·八	- ' - ' -	前	リ岩一七八四番三地先か下呂市萩原町山之口字ズ	
— 九 四	七・四~	後	まで リ岩ー七六六番三八地先 後同 市同 字ズ	

岐阜県告示第五百七十九号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十三年十一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事古田

肇

各務原市 起業者の名称

事業の種類

西地内まで)及びこれに伴う市道付替工事町一一丁目地内及び岐阜県各務原市川島小網町字本田浦地内から同市川島小網町字乙宮各務原市道稲九百二十六号線新設工事 ((仮称) 那加小網線・岐阜県各務原市上戸

土地の所在 岐阜県各務原市上戸町一丁目 一裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

三六	4•	三三三三三	三五	畑	畑	一四番	
五	 ・ 0	四九五・八七	四九五	雑種地	畑	一二番二	
三、尘	一究・妻	一、五八〇十二	一、	畑	畑	一二番一	1
の面積(㎡)	の面積(㎡)	実測	公簿	現況	公簿		
使用しよう	収用しよう	積 (㎡)	地	目	地	也	

に備え置いて縦覧に供する。(注) 収用し、又は使用しようとする地積に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課

土地所有者の氏名及び住所

四

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第二号

び使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用及

平成二十三年十一月二十九日

会長 端 元 博 保岐阜県収用委員会

司平低		岐 平 成 二	阜 第一項の規 県 測量法(報	六	第23 五 土地に	尾関	氏
「子ででである」では、「子でである」では、「一年では、」」では、「一年では、「一年では、「一年では、「一年では、「一年では、「一年では、「一年では、「一年では、「一年では、「一年では、」」では、「一年では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」	下美明引 公共測量 (施設測量図作成) 中業種類 東海防衛支局	平成二十三年十一月二十九日	法第三十九条に定により東海防昭和二十四年法	公共測量の実施	公	平成二十三年十一月十一日裁決手続の開始を決定した年月日	関して権利を有	久子	名
九日まで、六日から	作成)	岐阜県知事 古 田 肇 十九日	たので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。第一項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があっ測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条		示	一日	なし、土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類・	岐阜県各務原市上中屋町二丁目一五三番地	住

•	第2302号	岐	阜	県	公	報	平成23年11月29日 (536)
平成二十三年十一月二十九日発行								
発 発 行 行 所者								
岐 阜 県 庁岐阜市薮田南二丁目一番一号								
編								
集								
各務原市テクノプラザー ー								
ブイ・アール・テクノセンター								